

大玉村住宅取得支援事業補助金 Q & A

【①②来て「おおたまむら」住宅取得支援事業について】

Q1. 転入後、村内のアパートに住んでおり、これから村内に新築住宅を取得する予定ですが、補助金の対象となりますか。

本村に転入後6年以内であれば、すでに村内のアパートなどに住んでいる方についても対象となります。

Q2. 夫婦の場合、どちらかが移住者であればよいのですか。夫婦や子ども全員が移住者である必要がありますか。

住宅を取得する方（申請者）が移住者であれば、世帯内に移住者以外の方（村内在住の方）がいたとしても対象となります。

Q3. 3年前まで県外に住んでいましたが、1年前から県内の別の市町村に転入しました。県外移住者として補助金の対象となりますか。

県外移住者向けの補助金は、大玉村に転入する直前において県外に住んでいた必要があります。

県外から他の市町村に一度転入した場合は県外移住者向けの補助金の対象とはなりません。中学生以下の子どもがいる場合、県内移住者向けの補助金の対象となります。

Q4. 現在県外に住んでいますが、2年前までは大玉村に住んでいました。県外移住者として補助金の対象となりますか。

転入前の3年以内に村内に住んでいた場合は対象となりません。県内でも同様です。

Q5. 村内在住の親が親名義で住宅を取得し、その住宅に村外に住む子どもが転入した場合、対象となりますか。

移住する方の名義で住宅を取得しないと対象となりません。

Q6. 親が建てた新築住宅を県外に住んでいる息子が購入しましたが対象になりますか。

補助金の交付を受けるための不自然な契約であり、実質的には相続による取得と考えられるため対象となりません。

Q7. 原発事故により大玉村に避難し復興公営住宅に入居していますが、村内に家を新築した場合、対象となりますか。

大玉村に住民票を移していない、または住民票を移してから6年以内であれば対象となります。なお、大玉村に住民票を移してから6年以上が経ってから、住宅を新築する場合、他の補助金の対象となります（定住促進住宅取得支援事業補助金）。

Q8. 現在妊娠中だが中学生以下の子どもはいません。妊娠中の子を中学生以下の子どもとして考え、申請することはできますか。

住宅取得日（登記完了日）において、妊娠中の子がいる場合については対象とします。申請書には母子健康手帳の写しを添付して申請してください。

Q9. 住宅取得日時点（登記完了日）には中学3年生の子どもがいたが、申請時点では中学校を卒業して、高校生となっているような場合も補助金の対象となりますか。

住宅取得日（登記完了日）において判断するため、取得日時点で中学生以下の子どもがいれば対象となります。

Q10. 村内に移住して中古住宅にすでに住んでいるが、リフォームは対象となりますか。

本補助金は新築または中古物件の購入が対象であり、リフォームは対象となりません。住宅取得後のリフォームについては、中古住宅であれば空き家改修等支援事業補助金など、他の補助金が対象となる場合もあります。

【③多世代同居・近居について】

Q11. 多世代同居・近居とは具体的にどのようなケースが該当しますか。

多世代同居・近居とは新たに祖父母（どちらか一方を含む、曾祖父母を含む）、父母（どちらか一方を含む）、子（妊娠中を含む）の三世代以上が村内で同居又は近居することをいいます。以下のケースを参考にしてください。

- ①曾祖父母、父母、子の世帯の場合 ⇒ 補助対象
- ②祖父母、父母（養子縁組）、子の世帯の場合 ⇒ 補助対象
- ③大叔父母、父母、子の世帯の場合 ⇒ 補助対象外

「同居」とは、村内において同一の住宅に居住することをいいます。

「近居」とは、村内において異なる住宅に居住することをいいます。それぞれの住宅が村内にあれば距離は問いません。

Q12. 既に村内で多世代同居していますが、住宅を建て替える場合は該当となりますか。

新たに多世代同居又は近居する場合が対象であり、すでに、村内において自らが所有する住宅に多世代で同居していた世帯にあっては、当該住宅の建て替えまたは増改築を行った場合は対象となりません。

ただし、近居している世帯が住宅を建て替え新たに同居する場合や、同居している世帯が新たに近居するために住宅を新築するような場合は対象となります。

Q13. 現在、近居している祖父母と親子が、新たに住宅を取得し同居する場合、対象となりますか。

新たに多世代で同居するため、対象となります。

Q14. 村外で多世代同居していましたが、新たに村内に住宅を取得して多世代同居する場合、対象となりますか。

本村への定住を目的として、村内に新築または中古住宅を購入する場合は、新規取得したものとみなし、対象となります。

Q15. 村内の賃貸住宅に多世代同居していましたが、新たに村内に住宅を取得して多世代同居する場合、対象となりますか。

本村への定住を目的として、村内に新築または中古住宅を購入する場合は、新規取得したものとみなし、対象となります。ただし、既存住宅の建替えまたは増改築のために賃貸住宅に仮住まいしていた場合は、対象となりません。

Q16. 同居について、過去何年間か別居であることは必要ですか。

原則として6か月以上別居している必要があります。

Q17. 現在、村内の賃貸住宅に居住していますが、新たに村内の実家の近くに住宅を新築する場合は対象となりますか。

本村への定住を目的として、村内に新築または中古住宅を購入する場合は、新規取得したものとみなし、対象となります。

Q18. 村内に祖父母が居住していますが、親子（兄）世帯と別の親子（弟）世帯がそれぞれ別の住宅を新築して居住する場合、兄と弟どちらも対象となりますか。

どちらも対象となります。

Q19. 新たに祖父母の住宅と親子の住宅を1戸ずつ新築しますが、2戸とも対象となりますか。

新たに近居するために新規取得する住宅が2戸以上となる場合は、いずれか1戸が対象となります。

Q20. 以前、新たに多世代同居のため補助金の交付を受けましたが、子の成長に伴い、既存住宅では手狭となるため、村内に住宅を新規取得する予定ですが対象となりますか。

過去に補助金の交付を受けた世帯の世帯員は対象となりません。

Q21. 多世代同居・近居のための増改築工事はどのようなものまで対象として認められますか。

新たに多世代同居するために必要な範囲の工事について対象とし、既存住宅の延べ面積を増やす工事や既存住宅の一部または全部を取り壊し、同程度の面積の住宅を築造する工事については対象として認められます。

給湯器やエアコン、照明器具など設備機器のみの更新や、雨漏りの改修など多世代同居・近居に関わらず必要な工事については原則として対象となりません。

個別に判断しますので、詳しくはお問い合わせください。

Q22. 祖父母が高齢であり、補助金申請後5年以内に亡くなったような場合は補助金を返還しなければなりませんか。

返還の必要はありません。その他、就学、就職、転勤、結婚、離婚等、やむをえない事情により同居・近居の状態ではなくなったような場合については返還の必要はありません。

【④定住促進住宅取得支援事業補助金について】

Q23. 村内に居住しており、自宅のリフォームをしましたが対象となりますか。

本補助金については新築（建て替えを含む）のみを対象としています。なお、増改築については、新たに多世代で同居・近居する場合であれば補助金の対象となることがあります（多世代同居・近居住宅取得支援事業補助金）。

Q24. 現在は県内他市町村に住んでいます、中学生以下の子どもはいません。大玉村に住宅を新築する場合、本補助金の対象となりますか。

本補助金については、大玉村に居住している方が住宅を新築する場合を対象としています（住宅取得以前に1年以上継続して居住していること）。村外に在住の方は県外在住者又は中学生以下の子どもがいる村外在住者であれば補助金の対象となります（来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金）。

【共通（住宅要件、申請手続き等について）】

Q25. 共有名義の住宅は対象となりますか。また、誰が申請者となりますか。

夫婦などで共有の場合でも対象となりますが、申請者については共有者の中で代表者を選定してください（委任状等を申請時に提出してください）。なお、見積書、契約者、領収書といった申請書に添付する書類の宛名や補助金の振込口座の名義は申請者と同一としてください。

Q26. 二世帯住宅を新築して兄弟夫婦で住むことになりましたが、二世帯それぞれが申請できますか。

二世帯住宅の場合は、いずれか一世帯の申請に限られます。

Q27. 土地取得費用は対象外となっていますが、建売や中古住宅の場合、土地と建物一体で購入した場合はどうすればよいでしょうか。

分譲事業者等に確認の上、契約書以外に住宅部分の価格がわかる書類（任意様式）を一緒に提出してください。

Q28. 他の補助金を受けていても申請できますか。

本事業と同様の国または地方公共団体が行う事業については重複して申請できません。例えば県外から移住して多世代で同居する場合でも二つの補助金を併用することはできません。また、多世代同居・近居の場合、福島県多世代同居・近居推進事業補助金との併用はできません。

ただし、国土交通省すまいの給付金など目的や性格が異なるもの、太陽光発電設備や合併処理浄化槽設備など住宅以外の設備に係る補助金については対象となる場合があります。なお、国土交通省グリーン住宅ポイント制度については、県外移住の場合に交付される県からの上乗せ補助金とは併用することができません。詳しくはそれぞれの補助金担当部局にお問い合わせください。

Q29. 申請はいつからできますか。

対象となる住宅の登記が完了して(多世代同居・近居による増改築の場合は工事完了)、その住宅に実際に居住してから(住民票を移してから)、申請してください。

Q30. 補助金は先着順ですか。

補助金は予算の範囲内で申請があったものから順次審査の上、交付することとなりますが、予算が不足した場合には補正予算で追加することも予定しています。ただし、補正予算については議会の議決が必要となります。

また、県外移住者の方の場合、県から補助金が加算されることがありますが、県の予算の都合によるため、補助金の交付を確約することはできません。

Q31. 補助金申請から入金までの手続きの流れを教えてください。

申請受付後、書類審査の上、交付決定を行います。交付決定後、請求書及び補助金受取口座の写しを提出いただきます。問題がなければ通常1～2か月程度で入金までの手続きを行います。予算の枠を超えた場合、交付決定までお待ちいただくことがあります。また、県外移住者の方の場合、県から補助金が加算されることがあるため、手続きに時間がかかる場合があります。

Q32. 補助金の申請が年度末になりそうですが、手続きをすることは可能ですか。

原則として、補助金の手続きは同一年度中に行う必要があります。年度末など翌年度にわたる可能性がある場合は翌年度の手続きとなる場合があります。

Q33. 別荘を購入する場合も対象となりますか。

住民票を移さず生活の本拠を置かない別荘の取得については、いずれの補助金についても対象となりません。

Q34. 仕事の都合で入居後5年以内に単身赴任することとなってしまいましたが、補助金を返還しなければなりませんか。

補助金の交付を受けた翌年度から5年以上継続して定住することが条件となっていますが、単身赴任に伴い村外へ転出するような場合については補助金の返還は必要ありません。子どもが就職・進学する場合なども同様です。